

国民健康保険に加入している皆さんへ

■ 限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の更新

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も引き続き使用する場合は、更新手続きが必要です。更新手続きは7月22日(月)から受け付けます。

※限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の発行には、世帯主と世帯で国民健康保険に加入している方全員
の所得の申告が必要です。申告が済んでいない場合、正しい区分での発行ができない場合があります

手続きに必要なもの

- ①国民健康保険被保険者証 ②旧認定証 ③印鑑 ④高齢受給者証(70～74歳の方)
- ⑤世帯主および対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(写し不可)
- ⑥委任状(住民票同一世帯の親族以外が手続きする場合)
- ⑦身分証明できるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

■ 高齢受給者証の更新

高齢受給者証の有効期限は7月31日です。新しい受給者証は7月末までに対象の世帯に送付します。届いた受給者証は8月1日からお使いください。

また、一部負担金(病院での窓口支払い金額)の割合が、前年の所得などによって変更になる場合がありますので、確認してください。※社会保険などに加入している方は、各事業所または各保険者に問い合わせください

☎ 保険年金課給付年金係 ☎ 355-6503

後期高齢者医療保険に加入している皆さんへ

■ 後期高齢者医療保険料

保険料は、被保険者の皆さんが均等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人ごとに決まります。その均等割と所得割の額・率(保険料)は各都道府県の後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。

平成31年度・令和元年度の保険料

均等割額	41,400円
所得割額	住民税基礎控除(33万円)後の総所得額に8.02%を乗じた額

※保険料限度額は一人当たり年額62万円です

※所得が少ない方や後期高齢者医療保険に加入する前日に被用者保険(社会保険・共済組合・健保組合)の被扶養者であった方は軽減措置が受けられます

※平成31年度・令和元年度の保険料額は平成30年中の所得に基づいて計算し、7月末までに通知します

■ 短期被保険者証

特別な理由がなく保険料を滞納したままの方は、通常より有効期間が短い被保険者証が交付されます。交付の際に納付方法の相談を行います。

■ 後期高齢者医療被保険者証の更新

被保険者証(ミドリ色)の有効期限は7月31日です。新しい被保険者証(オレンジ色)は7月末までに送付しますので、8月1日からお使いください。有効期限切れのもの(ミドリ色)は8月1日以降に、ご自身で処分するか、市で回収します。※郵送可

住民登録を変更せずに転居している方は届かない場合があります。下記問い合わせ先までお知らせください。

■ 限度額適用認定証および限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用認定証(現役Ⅰ・Ⅱ)および限度額適用・標準負担額減額認定証(区分Ⅰ・Ⅱ)の有効期限は7月31日です。8月1日以降も引き続き同じ要件(適用区分)を満たしている方には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。※区分が変更になる方や現在お持ちでない方は申請が必要です

手続きに必要なもの

- ①後期高齢者医療被保険者証 ②印鑑 ③対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード(写し不可)
- ※通知カードの場合は、顔写真付き公的身分証明書が必要です
※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書と印鑑が必要です

☎ 保険年金課医療係 ☎ 355-6519